

職場の健康保険などの被扶養者だった方の 軽減割合の変更

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、所得割額が課せられず、均等割額についても軽減されていましたが、平成30年度から制度の見直しにより、**軽減割合が7割から5割に変更されます**。なお、所得割額は引き続き課せられません。

保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計算されます。

所得割額 (所得金額－33万円) ×所得割率 8.76%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 45,379円
=		

保険料額(限度額62万円)※100円未満切捨て

※年金所得のみの方は(年金収入－公的年金等控除額)が所得金額になります。

☎ 市役所保険年金課(内線 125・126)

愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎(052)955-1223

国民健康保険 多重債務者相談 ～借金の整理などに関することは何でも相談を～

国民健康保険加入者の方で多重債務に苦しんでいる方を対象に、専門相談員(弁護士)による無料相談を実施します。

消費者金融などの貸金業者から過払い金を回収し、国民健康保険税などの滞納分に充てて、多重債務の解消とあわせて滞納市税の解消ができる場合もあります。

相談は**予約制**です。希望する方は、お問い合わせください。

▼と き 随時受付(電話予約。相談者の希望と専門相談員の日程調整を行い、後日日時を決定しご連絡します。)

▼ところ 図書館棟 会議室など

▼対象者 国民健康保険加入者

▼主 催 愛知県国民健康保険団体 連合会

☎ 市役所保険年金課(内線 123)

TOPIX

後期高齢者医療制度の保険料率 改定のお知らせ



平成30・31年度の保険料率について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

平成28・29年度の保険料率

所得割率 **9.54%**
被保険者均等割額 **46,984円**

平成30・31年度の保険料率

所得割率 **8.76%**
被保険者均等割額 **45,379円**

平成30年度保険料については、被保険者一人当たりの医療給付費が減少したことなどにより、平成28・29年度に比べ、**3.19%**の減少となりました。

平成28・29年度

一人当たり平均保険料 **85,587円**

平成30・31年度

一人当たり平均保険料 **82,861円**

保険料賦課限度額の改定

平成30年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

平成29年度まで

57万円

平成30年度から

62万円

所得割額の軽減廃止

これまで一定の所得以下の方の所得割を軽減してきましたが、平成30年度から制度の見直しにより、所得割軽減制度は廃止されます。

均等割額の軽減対象の拡大

平成30年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

①5割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(27万円×世帯の被保険者数)

(拡大後) 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)

②2割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(49万円×世帯の被保険者数)

(拡大後) 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)